

XII. 広域化・共同化計画

1. 背景

滋賀県では、琵琶湖の水質保全等を目的に各種汚水処理事業を計画的に進めており、汚水処理事業の人口普及率は、令和 4年度末時点で 99.1%に達しています。一方、汚水処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新の到来等により厳しい状況下であり、今後はさらに厳しくなるものと予測されていることから、より一層の効率的な事業運営が求められているところです。

2. 広域化・共同化計画とは

このような背景の中、平成 30 年 1 月 17 日に総務省、農林水産省、国土交通省、環境省 4 省連名による「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、各都道府県に対し、全市町が参加する広域化・共同化計画の検討体制を平成 30 年度内に構築すること、令和 4年度までに「広域化・共同化計画」を作成することの 2点が要請されました。

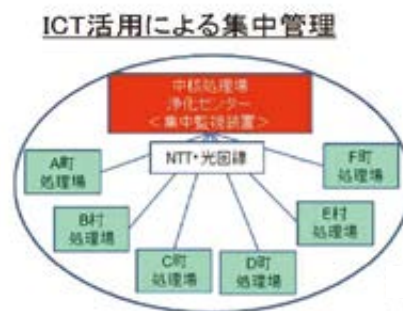
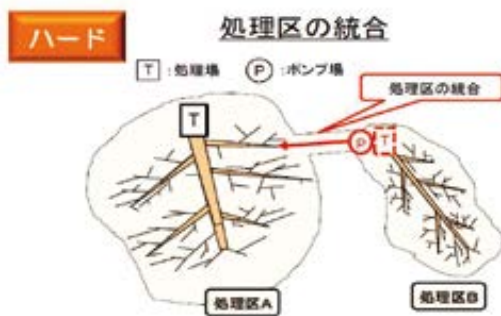
広域化・共同化を推進することによって、下水道事業における、ヒト（職員減少）、モノ（施設の老朽化）、カネ（厳しい財政状況）といった課題に対して、近隣の処理施設との統合をハード・ソフト双方の視点で行うことにより、スケールメリットの発現、業務の効率化などが期待できます。

【ハード面での広域化・共同化】

- ・ 処理施設の統合
- ・ 下水道汚泥の共同処理 など

【ソフト面での広域化・共同化】

- ・ 維持管理業務の共同化
- ・ ICT 活用による集中管理 など



3. 滋賀県での取組

4 省連名の通知による要請を受けて、滋賀県では、平成 30 年7月13 日に検討を行う場として、県内全市町と県の関係部局で構成される「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、全市町が参加する取組メニューの検討等を重ね、令和 4 年 12 月 1 日に「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。

本計画は、汚水処理施設の効率的な整備と適正な運営管理の方針を定めた「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」の一部として位置付けられるものであり、県および市町による汚水処理施設の整備計画と整合を図りながら、今後も取組状況の点検等を行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール(年度)						
			2018(H30)	短期(～5年)		中期(～10年)		長期的な方針(～30年)	
				2023(R5)	2027(R9)	2028(R10)	2032(R14)	2033(R15)	2052(R34)
滋賀県、農業集落排水施設の下水道への接続を検討する9市町	農業集落排水施設の統合	農業集落排水施設	研究 滋賀 会 県 の 汚 水 置 処 理 事 業 広 域 化 ・ 共 同 化	・段階的に下水道へ接続 ※2045年度(令和27年度)までに統合完了					
滋賀県、県内19市町、琵琶湖流域	雨天時浸入水対策	管路		・手引き等事務的資料の作成・活用	・共同化に向けた検討(グルーピング、費用分担、対策手法等)		・共同化の実施(グループによる共同対策等)		
	災害時対応	資機材 マンホールポンプ場		・保有資機材情報の一元管理 ・県内統一の被災時対応訓練	・役割分担、費用分担、人材支援等に向けた検討 ・災害時支援協定の締結				
	維持管理業務の共同化(管路、マンホールポンプ)	管路 マンホールポンプ場		・維持管理水準の統一化に向けた検討(維持管理業務内容、頻度、方法等)	・共同化に向けた検討(手引き等事務的資料の作成、複数市町による連携方針等)		・共同化の実施(維持管理水準の統一化、複数市町による連携等)		
下水道台帳の共有化	下水道台帳システム		・下水道台帳システムの入力項目の統一 ・共有システム構築のための情報蓄積	・データ入力、更新の体制づくりの検討 ・共有システムの構築に向けた検討		・共有システム(クラウド化)の構築			